



PFOS、PFOAの水道水暫定目標値が50ng/L 令和2年4月1日より適用方針

令和2年2月19日に、厚生労働省の有識者会議「水質基準逐次改正検討会」が開催され、水道水質基準の暫定目標値として、PFOS・PFOAの合計値を1リットルあたり50ngとする厚生労働省案が承認されました。今後はパブリックコメントの実施、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て、4月1日から適用される見込みです。

今のところPFOS・PFOAは、情報の知見や収集にとどまる「要検討項目」とされていますが、水質暫定目標値の設定に合わせ、水道水質基準では2番目に厳しい「水質管理目標設定項目」に引き上げられる予定です。これまでどおり、目標遵守の法的拘束力は無いものの、国は各水道事業体に対して、水質基準に準じた検査を務めることとなります。

また、1リットルあたり50ngとなった根拠ですが、現状、世界保健機構(WHO)がPFOS・PFOAのガイドライン値を定めていないため、米環境保護庁(EPA)が定める耐容一日摂取量(人が毎日摂取しても健康への悪影響が無いと推定される一日当たりの摂取量)、体重1kg当たり20ngとする評価値を採用し、これに日本の水質基準値を設定する際の計算式を当てはめたものです。

PFOS・PFOAはともに有機ふっ素化合物であり、撥水剤、撥油剤、防汚剤等に使用されました。環境中での生分解性が乏しく、長期残存性の高い物質です。PFOS・PFOAともに毒性そのものはそれほど高いとは考えられませんが、長期の蓄積によって、発がん作用、活性酸素の生成、免疫毒性の可能性等が指摘されております。PFOSは平成22年4月以降は、化審法において、特定の用途を除き製造・輸入・使用が禁止されています。PFOAも化審法に基づく所要の措置が検討されています。



土壌環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しについて (第4次答申)

令和2年1月27日、環境省・中央環境審議会は、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」を取りまとめ、環境大臣に答申しました。

特定有害物質の基準等に関する見直しの概要は、以下のとおりです。

【土壌環境基準】

- ・カドミウム
溶出量基準：0.01 mg/L⇒0.003 mg/L
(汚染土壌が地下水水面から離れ地下水が0.003 mg/L以下の場合0.009 mg/L(3倍基準))
- ・トリクロロエチレン
溶出量基準：0.03 mg/L⇒0.01 mg/L

【土壌汚染対策法の基準】

- ・カドミウム
溶出量基準：0.01 mg/L⇒0.003 mg/L
含有量基準：150 mg/kg⇒45 mg/kg
第二溶出量基準：0.3 mg/L⇒0.09 mg/L
地下水基準：0.01 mg/L⇒0.003 mg/L
- ・トリクロロエチレン
溶出量基準：0.03 mg/L⇒0.01 mg/L
含有量基準：0.3 mg/kg⇒0.1 mg/kg
第二溶出量基準：0.03 mg/L⇒0.01 mg/L
土壌ガスの定量下限値は変更なし(0.1ppm)

【見直しに伴う制度運用について】

- ・基準見直し前に行われていたものは、見直し前基準を原則適用する。
- ・「ただし書き」により一時免除を受けている場合、取り消し時に見直し後の基準を適用する。
- ・過去に調査を行い基準適合であった土地でも新たな調査契機が生じた場合は、見直し後の基準により判定を行う。

【施行日】

令和3年4月1日施行予定
(準備必要期間を概ね1年と設定)

◎第4次答申の詳細は、以下を参照ください。
<https://www.env.go.jp/press/107650.html>

定性分析(化学)もおまかせください

化学分析と言いつても大きく二つに分かれていることをご存知でしょうか。それは「定量分析」と「定性分析」です。

定量分析(quantitative analysis)とは、試料中に存在するであろう成分の量を決定するために実施する分析です。

定性分析(qualitative analysis)は、分析試料にどんな成分が含まれているかを調べるものです。

普段、弊社をご利用されているお客様の多くは法律等の規定に則って分析を行っていることと思います。この規定は分野ごとに基準を設けており、分析方法など種々の物質についてかなり細かく定められています。このような分析は主に定量分析に区別されます。

一方、未知の成分を調べる定性分析はこれといった分析方法等の指定はなく任意で適切と思われる方法を選択します。この適切な選択が重要で上記の定量分析のノウハウとは異なる類いの知識と経験が必要不可欠になってきます。

弊社には、定量分析だけでなく定性分析においても経験豊富な分析員が多数在籍しています。異物分析や未知材料の材質確認など「これは何？」や「何でこうなった？」等でお困りの際には是非ご相談ください。

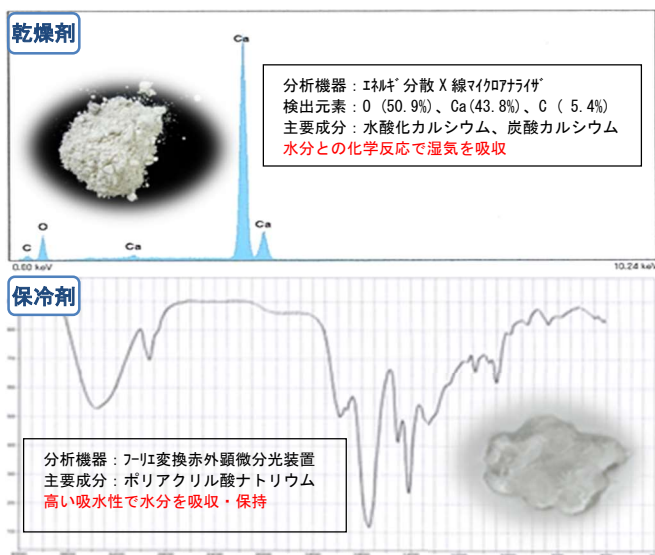


図. 定性分析の分析事例

解体等工事の石綿対策 「事前調査結果の報告義務付け」

建築物等の解体等工事における石綿の排出等の抑制を図るため、環境省は3月上旬に大気汚染防止法の改正案を今国会に提出します。中央環境審議会(環境相の諮問機関)が2月24日に提出した答申を踏まえたもので、改正案では、解体工事に係る事前調査の方法を定め、工事の受注者に対し、同調査の記録の作成・保存及び調査結果を都道府県知事に報告することを義務付ける方針です。また、特定粉じん排出抑制等作業の記録の作成・保存および作業結果を発注者に報告することも義務付けるほか、一定の特定建築材料の除去を行う場合に順守すべき作業の方法を定める等の規定を盛り込む考えです。

中央環境審議会答申では、石綿含有成形板などいわゆるレベル3建材も特定建築材料に追加し、作業基準の策定や事前調査の実施など大気汚染防止法の規制対象にするとしています。また、事前調査の方法を定め、一定の知見を有する者が調査を行うほか、都道府県等が適切に調査が行われたかを確認するため、受注者は調査の記録を保存することとしています。さらに都道府県等が解体工事の現場を幅広く把握するため、労働安全衛生法と共通の電子システムにより、石綿含有建材の有無にかかわらず、受注者は一定規模等以上の工事の調査結果を報告することとしています。

本答申では、一定の知見を有する者が石綿の取り残しが無いことの確認を行うこととしているほか、都道府県等および発注者が適切に除去等作業が行われたことを確認するため、受注者は作業の記録を保存し、発注者に作業結果の報告を行うこととしています。さらに、集じん・排気装置の排気口における粉じんの測定頻度および作業場所における負圧の状況の確認頻度を増やすこととしているほか、立法技術上の課題も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設を検討することなどを盛り込んでいます。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp